

# 広島高速道路公社競争入札参加資格者指名停止措置要綱

(平成10年7月31日)

〔沿革〕 平成15年12月 1日改正  
平成16年 9月 1日改正  
平成18年 8月25日改正  
平成29年 3月14日改正  
平成30年 1月31日改正  
令和5年 3月29日 総務部長通達第13号改正

## (趣旨)

第1条 この要綱は、広島高速道路公社（以下「公社」という。）が発注する工事又は製造の請負並びに物品の売買、修繕及び借入並びに業務の委託（以下「請負等」という。）に係る契約の適正かつ円滑な執行を確保するため、指名停止の措置について必要な事項を定めるものとする。

## (指名停止)

第2条 理事長は、公社の競争入札に参加する資格があると認められた業者（以下「有資格業者」という。）が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて当該各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 理事長は、前項の規定により指名停止の措置を行ったときは、公社の請負等の契約の相手方を決定するための入札参加者の指名又は一般競争入札参加資格の確認を行うに際して、当該措置を行った有資格業者を指名し、又はその者の一般競争入札参加資格の確認をしてはならない。当該措置を行っている有資格業者を現に指名しているとき又はその一般競争入札参加資格の確認をしているときは、競争入札に参加させることができないことを書面により通知する。

## (下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 理事長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 理事長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 理事長は、前条第1項又は第2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

## (指名停止の期間の特例)

第4条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の最短期間及び最長期間のうちそれぞれ最も長いものをもって、指名停止の期間の最短期間及び最長期間とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の最短期間はそれぞれ別表各号に定める最短期間の2倍（当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは1.

5倍)の期間とする。

(1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後1か年を経過するまでの間に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号から第4号まで又は第5号から第8号までの措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第2第1号から第4号まで又は第5号から第8号までの措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)。

3 有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項に規定する指名停止の期間の最短期間より短い期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該最短期間の2分の1まで短縮することができる。

4 有資格業者について極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせるため別表各号及び第1項に規定する期間の最長期間を超える期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該最長期間の2倍(当該最長期間の2倍が36か月を超える場合は36か月)まで延長することができる。

5 指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなつたときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 指名停止の期間中の有資格業者が当該事案について責を負わないことが明らかとなつたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

7 有資格業者が、別表第5号又は第6号に該当した場合において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)に定める課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1とする。

8 有資格業者が、既に指名停止の期間が満了した後に、当該指名停止と同一の事案について新たな事実が明らかとなり、別表各号に掲げる措置要件に該当することとなつた場合においては、指名停止の期間が既に期間が満了した指名停止の期間を超える場合にのみ指名停止を行うこととし、その場合の指名停止の期間は当該新たな事実が明らかになったことにより措置すべき指名停止の期間から既に期間が満了した指名停止の期間を控除した期間とする。

#### (指名停止の通知)

第5条 第2条第1項若しくは第3条の規定により指名停止を行い、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第4条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対して遅滞なく通知するものとする。

2 前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が公社発注の請負等に関するものであるときは、必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

#### (随意契約の相手方の制限)

第6条 指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

#### (下請等の禁止)

第7条 指名停止の期間中の有資格業者が、公社の契約において、工事にあってはその全部若しくは一部を下請し、又は受託することを、また、業務にあってはその全部若しくは一部を受託し、又は契約保証人となることを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第8条 指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対して、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(指名停止措置の公表)

第9条 理事長は指名停止を行ったときは、当該指名停止に係る有資格業者の商号又は名称、所在地、代表者又は受任者氏名、期間及び理由を公表する。指名停止の期間中に指名停止の期間の変更又は指名停止の解除を行ったときも同様とする。

(委任規定)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の運用に当たり必要となる事項については、理事長が別に定める。

#### 附 則

1 この要綱は、平成10年8月1日から施行する。

2 広島高速道路公社競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成9年9月1日制定）は、廃止する。

#### 附 則

この要綱は、平成15年12月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成16年9月1日から施行する。

#### 附 則

1 この要綱は、平成18年8月25日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に知り得た事案に対する指名停止措置については、なお従前の例による。

3 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第35号）の施行日前に一の違反行為について同法附則第2条の規定による手続を受けるものについては、なお従前の例による。

4 改正後の第4条第8項の規定については、この要綱の施行の日以後に、同条の事案の原因となる事実又は行為が発生した場合について適用し、同日前に同条の事案の原因となる事実又は行為が発生した場合については、なお従前の例による。

#### 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成30年1月31日から施行する。

#### 附 則

この通達は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 事故等に基づく指名停止基準（第2条関係）

措置要件	期間
(虚偽記載) <p>1 公社発注の請負等の契約に係る手続きにおいて、競争入札参加資格確認申請書、競争入札参加資格確認申請資料その他の提出書類に虚偽の記載をし、請負等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	当該認定をした日から 1か月以上6か月以内
(過失による粗雑履行) <p>2 公社発注の請負等の履行に当たり、過失により工事又は製造等を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）</p> <p>3 公社発注以外の請負等（以下「一般請負等」という。）の履行に当たり、過失により工事又は製造等を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p>	当該認定をした日から 1か月以上6か月以内
(契約違反) <p>4 第2号に掲げる場合のほか、公社発注の請負等の履行に当たり、契約に違反し、請負等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	当該認定をした日から 1か月以上4か月以内
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) <p>5 公社発注の請負等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p> <p>6 一般請負等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	当該認定をした日から 1か月以上6か月以内
(安全管理措置の不適切により生じた履行関係者事故) <p>7 公社発注の請負等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>8 一般請負等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	当該認定をした日から 1か月以上4か月以内
	当該認定をした日から 1か月以上3か月以内
	当該認定をした日から 1か月以上4か月以内
	当該認定をした日から 1か月以上3か月以内
	当該認定をした日から 1か月以上4か月以内
	当該認定をした日から 1か月以上2か月以内

別表第2 贈賄及び不正行為に基づく指名停止基準（第2条関係）

措置要件	期間
(贈賄)	
1 次のア、イ又はウに掲げる者が公社の役職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）	8か月以上36か月以内
イ 有資格業者の役員（執行役員を含む）又はその支店若しくは営業所（常時請負等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でアに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）	6か月以上27か月以内
ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）	4か月以上18か月以内
2 次のア、イ又はウに掲げる者が公社以外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
ア 代表役員等	2か月以上12か月以内
イ 一般役員等	1か月以上9か月以内
ウ 使用人	1か月以上6か月以内
(あっせん利得処罰法違反行為)	
3 次のアからウまでに掲げる者が公社以外の他の公共機関が発注する請負等において、公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号。以下「あっせん利得処罰法」という。）違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
ア 代表役員等	2か月以上12か月以内
イ 一般役員等	1か月以上9か月以内
ウ 使用人	1か月以上6か月以内
4 次のアからウまでに掲げる者が公社が発注する請負等において、あっせん利得処罰法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
ア 代表役員等	8か月以上24か月以内
イ 一般役員等	6か月以上18か月以内
ウ 使用人	4か月以上12か月以内

(独占禁止法違反行為)		
5 独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、請負等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。		当該認定をした日から 4か月以上24か月以内
6 公社発注の請負等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、請負等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。		当該認定をした日から 12か月以上36か月以内
(談合等)		
7 有資格業者である個人、有資格業者の役員又は使用人が、談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。		逮捕又は公訴を知った日から 4か月以上24か月以内
8 公社発注の請負等に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員又は使用人が談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。		逮捕又は公訴を知った日から 12か月以上36か月以内
(暴力的不法行為等)		
9 次のアからカのいずれかに該当することとなったとき。 ア 代表役員等又は一般役員等が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者であると認められるとき、又は暴力団関係者が資格者の経営に実質的に関与していると認められるとき。		当該認定をした日から 12か月以上36か月以内
イ 代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。		当該認定をした日から 10か月以上30か月以内
ウ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。		当該認定をした日から 8か月以上24か月以内
エ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。		当該認定をした日から 8か月以上24か月以内
オ 代表役員等又は一般役員等が暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、若しくはエに該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。		当該認定をした日から 6か月以上18か月以内
カ 代表役員等又は一般役員等使用人が業務に関し、暴力行為を行ったと認められるとき。		当該認定をした日から 1か月以上18か月以内
(建設業法違反行為)		
10 公社発注工事に関し、建設業法（昭和24年法律第100号）の		当該認定をした日から2か月

規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	以上12か月以内
11 建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内
(不正又は不誠実な行為等)	
12 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関して不正又は不誠実な行為等をし、請負等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上12か月以内
13 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、請負等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上12か月以内

様式第1

広高総第 号  
年 月 日

{ 商号又は名称 }  
代表者氏名 様

広島高速道路公社  
理事長 ○○○○○○

## 指名停止通知書

このたび、次のとおり、指名停止したので通知します。  
今後、かかる事態が二度と生じることがないよう十分に注意してください。  
また、指名停止期間中は、本公司の競争入札の参加者や随意契約の相手方並びに本公司発注の請負等の下請業者となることはできません。

記

1 指名停止の期間 年 月 日 ～ 年 月 日

2 指名停止の理由

様式第2

広高総第 号  
年 月 日

{ 商号又は名称 }  
代表者氏名 様

広島高速道路公社  
理事長 ○○○○○○

## 指名停止期間変更通知書

年 月 日付け広高総第 号で指名停止を通知したところですが、このたび次のとおり当該指名停止の期間を変更したので通知します。

また、指名停止期間中は、本公司の競争入札の参加者や随意契約の相手方並びに本公司発注の請負等の下請業者となることはできません。

記

1 指名停止の期間 (当初) 年 月 日 ~ 年 月 日  
(変更後) 年 月 日 ~ 年 月 日

2 変更の理由

様式第3

広高総第　　号  
年　月　日

{ 商号又は名称 }  
代表者氏名　　様

広島高速道路公社  
理事長 ○○○○○○

### 指名停止解除通知書

年　月　日付け広高総第　　号で指名停止を通知したところですが、このたび当該指名停止を解除したので通知します。

様式第4

年　月　日

[ 商号又は名称  
代表者氏名 ] 様

広島高速道路公社  
理事長 ○○○○○○

## 資格喪失通知書

先に に係る競争入札に関して、 年 月 日に指名（資格確認結果）通知したところですが、今回指名停止を決定したため、当該競争入札に参加できなくなりましたので、通知します。

様式第5

年　月　日

各　部　長　様

総　務　部　長

### 指名停止について

次のとおり、指名停止（解除・変更）したので通知します。

なお、指名停止期間中は、本公社の競争入札の参加者や随意契約の相手方並びに本公社発注の請負等の下請業者となることはできないので、念のため申し添えます。

名　　称	
本 社 所 在 地	
指名停止期間	年　月　日　～　年　月　日　(　か月)
適 用 条 項	広島高速道路公社競争入札参加資格者指名停止措置要綱別表第 第 号該当
指名停止理由	